

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

告示

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正

(出納管理課)

四

一

規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「随時の収入で事前に調定し難い」を「地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない」に改め、同条第四項中「該当する」を「規定する」に改め、「で会計管理者が必要と認めたもの」を削る。

第一百七十七条第一項中「二・八パーセント」を「二・七パーセント」に改める。

第一百六十九条の二第二項中「第一百七十一条第八項」を「第一百七十一条第五項」に改める。

第一百七十条第一項中「次条第八項」を「次条第五項」に改める。

第一百八十四条第三項中「第一百七十一条第八項」を「第一百七十一条第五項」に改める。

本庁各課(廃棄物対策課、環境管理課、自然環境保全課、私学振興・青少年課、文化振興課、人権施策推進課、統計課、県民生活相談センター、岐阜地域環境室、医療整備課)

本庁各課(環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、医

別表一中

医療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、高齢福祉課、障害福祉課、地域福祉国保課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、観光誘客課及び国際課を除く。

を

療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課及び海外戦略推進課を除く。

に

廃棄物対策課
環境管理課
自然環境保全課
私学振興・青少年課
文化振興課
人権施策推進課
統計課
県民生活相談センター
岐阜地域環境室

を

環境企画課
廃棄物対策課
環境管理課
県民生活課
私学振興・青少年課
人権施策推進課
統計課
岐阜地域環境室
文化創造課
文化伝承課

に

医療整備課
医療福祉連携推進課
保健医療課
生活衛生課
業務水道課
高齢福祉課
障害福祉課
地域福祉国保課
女性の活躍推進課
子育て支援課
子ども家庭課

を

医療整備課
医療福祉連携推進課
保健医療課
生活衛生課
業務水道課
地域福祉課
高齢福祉課
障害福祉課
女性の活躍推進課
子育て支援課
子ども家庭課

に

商業・金融課
労働雇用課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
観光誘客課
国際課

を

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
海外戦略推進課

に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中健康福祉部健康福祉政策課の部中「健康福祉部健康福祉政策課」を「健康福祉部保健医療課」に改める。

別表第一中

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、情報企画課、総務事務センター、地域スポーツ課、防災課、県民生活相談センター、医療整備課、障害福祉課、子育て支援課、子ども家庭課、労働雇用課、企業

管理調整監

誘致課、水資源課、水道企業課及び都市公園課を除く)、議事事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)第一条に規定する課

管理調整監

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課(広報課、情報企画課、総務事務局センター、地域スポーツ課、防災課、文化創造課、医療整備課、障害福祉課、女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、産業人材課、地域産業課、下水道課、水資源課及び水道企業課を除く)、議事事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)第二条に規定する課

に改め、同表

県民生活相談センターの項を次のように改める。

文化創造課

芸術文化企画監

別表第一「医療整備課」の項中「災害医療対策監」を「医療対策監」に改め、同表障害福祉課の項の次に次のように加える。

女性の活躍推進課

男女共同参画推進監

別表第一中

労働雇用課
企業誘致課

就労支援企画監
企業人材確保対策監

商業・金融課

経営支援対策監

を

産業人材課	人材確保対策監
地域産業課	土産物開発監
下水道課	流域下水道経営企画監

に改め、同

表都市公園課の項を削る。

別表第二消防学校の項の次に次のように加える。

県民生活相談センター

副所長

別表第二現代陶芸美術館の項の次に次のように加える。

図書館	総務課長
博物館	総務部長
高山陣屋管理事務所	管理調整係に属する上席の職員
文化財保護センター	総務課長

別表第二中央子ども相談センターの項中「中央子ども相談センター」を「子ども相談センター」に改め、同表子ども相談センター(中央、中濃及び東濃子ども相談センターを除く)の項及び中濃子ども相談センター及び東濃子ども相談センターの項を削り、同表計量検定所の項中「主幹」を「検査係に属する上席の職員」に改め、同項の次に次のように加える。

国際たくみアカデミー	管理部長
木工芸術スクール	訓練課長
情報科学芸術大学院大学	総務課長

別表第二国際たくみアカデミーの項から情報科学芸術大学院大学の項までを削り、同表長良川上流河川開発工事事務所の項から岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の項までの規定中「管理調整係に属する上席の職員」を「総務課長」に改め、同表図書館の項から博物館の項までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十七号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表ぎふ県庁支店県民ふれあい会館出張所の項中「岐阜県税事務所」の下に「県民生活相談センター」を加え、同表柳津支店の項の次に次のように加える。

芥見支店

同

岐阜清流高等特別支援学校

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社